

いのちまもる

キャラバン行動ニュース

第 1 8 号

2014 年 11 月 25 日

日本医労連

TEL : 03-3875-5871

FAX : 03-3875-6270

危険な特定行為、着々きまる！！ 内容を急いで職場に知らせよう

通常国会で強行した「医療・介護総合法」。その中の「看護師による特定行為」が、「医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為研修部会」において急ピッチの議論が行われています。9月10日を第1回として、11月20日がもう4回目です。

2回目で39項目合意、3回目でさらに6項目合意

41項目の特定行為について「特に慎重意見が多かった」12項目を除き、2回で決定。3回目にはその12項目を議論し、うち6項目を特定行為としました。審議会での意見は、「危険だからさせないではなく、きちんと教育を受けた看護師のみが行うべき」「比較的争点のなかった29項目は確認。41項目すべて実施できるようにすることは、大多数の委員が賛同と認識」などです。不安や危険を指摘する意見には耳を傾けない姿勢をあらわにし、2015年10月実施に向けて急いで進めています。

【研修部会で特定行為としたもの】

- ①挿管チューブの位置調整→「一部の医師に不安を感じると認識しているが、含めるべきと判断」
- ②呼吸器のモード変更→「問題ない」
- ③橈骨動脈ライン確保→「現場の反対意見理解できるが、現在の医療状況みて妥当と判断」
- ④腹腔ドレーン抜去→「リスク等含めて教育を行えば、特に問題ない」
- ⑤インスリン投与量の調整→「学会等も妥当との認識多く、特定行為としてふさわしい」
- ⑥脱水の程度の判断と、輸液による補正→「当たり前の行為として看護師も含めて判断が行われること。特定行為にすることに問題はない」

【学会等の意見で論議中の行為】

- ①挿管の実施
- ②挿管チューブの抜管
- ③胸腔ドレーン抜去
- ④心嚢ドレーン抜去
- ⑤褥瘡の血流のない壊死組織の
シャープデブリードマン
- ⑥褥瘡・慢性創傷のおける腐骨除去

論議中の①は、麻酔科学会は反対しているものの、救急医学会・呼吸器外科学会は「限定・積極的賛同せず」の立場。②③④は、麻酔科学会と緩和医療学会が反対、⑤⑥は皮膚科学会等が反対していましたが、1項目にまとめ特定行為で合意。したがって特定行為は40項目となり、うち36が合意、①～④が検討となります。「スタート段階では慎重であるべき」との意見に対し、「看護師も十分勉強してほしい」「在宅でもドレーン抜去は可能」「どうしたら特定行為とすることができるかの検討が必要」など、何が何でも看護師にさせるといった論議です。

これが本当に看護師の仕事ですか？！！職場に知らせてください！早急に取り組みの提起を行いたいと思います。